

嬬恋村農業委員会総会議事録(第24回)

(1) 開催日時 令和4年6月10日(金)開会:午後1時25分閉会:午後1時47分

開催場所:大前活性化センター 1階大ホール

(2) 主席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)

農業委員

1.千川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次

8.黒岩純一 9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ

14.黒岩広司 15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫

(3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席 2.関喜吉

(4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 望月浩二 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星

(5)提出された議案

第1号議案 あっせんの成立について

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 各種証明願について

第5号議案 その他

(6)会議の概要

事務局 ただ今より農業委員会を開催させて頂きます。本日の出席委員は16名であります。嬬恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達していることをご報告いたします。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 はい、皆さんこんにちは、毎日農作業ご苦労様です。梅雨が早めにきて急に雨が降ったり晴れたりと天候が落ち着かない状況ですが、この間も自然災害で高崎市、藤岡市あたりで雹が降り大分被害があったとニュースになっていましたが、今後こちらにも無いことを祈るしかないのです。順調に育てば良いと思います。

続きまして、三番の嬬恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第15番号委員樋口忠男委員、第16番号委員黒岩富二委員にお願いいたします。
それでは続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。第1号議案「あっせんの成立について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」1件、案件朗読後説明】

あっせん委員会5／19開催。売買価格(567円/m²単価)

議長 第1号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ござりますか。

5番委員 前回、あっせんを受けると決定した場所です。場所は、パノラマライン南ルートからかなり上へ

登った所です。〇〇(飲食店)の手前右奥へ行った所です。双方納得されているので問題ないと思います。

議長 ありがとうございました。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について】については成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について】3件事務局説明

- 1番号 あっせんの成立による所有権移転
- 2番号 交換による所有権移転
- 3番号 交換による所有権移転

議長 この関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。

【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請】につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、2番号、3番号について地元委員さんの意見ございますか。

1番委員 6／1に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は、スタンドから〇〇方面へ200m程行ったところの左側です。道沿いの畠の入口付近とその奥の方の畠の一部を交換するので問題ないと思います。

議長 その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。2番号3番号については許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請】2番号3番号については許可するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」】1件、案件朗読後説明】

1番号 農地区分3種農地、他法令との関係は無し。申請内容は洗車場用地。

議長 この案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 昨日、7日に地元農業委員と推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は、〇〇スタンドの横です。今まで駐車場として使用していたようです。そこへ洗車場を作りたいという事で申請がありました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 その他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について】は許可相当と意見を付して知事に進達するものとして決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について】は許可相当と意見を付して知事に進達する事に決定いたします。続きまして、【議案第4号「各種証明願】を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第4号「各種証明願】】1件説明。現況地目:雑種地

1、農地法施行前より駐車場への進入用道路として使用 1件

議長 この関係ですが、〇〇温泉ということなので私と推進委員と事務局で、6/3に現地確認をしました。現場は〇〇温泉の〇〇ロッジを右手に見て、右折後すぐの左側曲がり道の駐車場へ下る道路敷地のような所です。現在は舗装されていて雑種地のような形になっています。特に問題ないと思います。他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。

【議案第4号「各種証明願】】1件については現況地目雑種地として決定したいがよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 全員賛成ですので、【議案第4号「各種証明願】について】は雑種地として決定いたします。

続きまして【第5号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「その他」について】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 1件

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知書 5件

議長 【第5号議案「その他」】の報告をいただきました。他のその他ですが、委員さんのご意見ございますか。

11番委員 農業者年金の現況届ですが、農業委員だけではなく、推進委員も預かって持ってきて頂いても良いのですよね。

事務局 はい。推進委員さんでも大丈夫です。

10番委員 昔は60歳から65歳までに申請でしたよね。経営移譲しないともらえなかつた。前の制度の時にやめた人がいますよね。私もやめました。

5番委員 私はやめなかつた。農業者年金受給は65歳からですよね。

11番委員 新しい制度は積み立て方式です。経営移譲年金は65歳以降でないともらえないのですよね。

事務局 額は減りますが、老齢年金であれば繰り上げてもらうことができます。

議長 国民年金と一緒にですね。

5番委員 民間の年金より公的年金だから安心ですよね。

10番委員 それはそうですが、中々昔の制度のイメージがあり推進しても加入してくれない。

5番委員 確かに声かけても信用してくれない。推進しても入ってくれないです。

10番委員 補助金が出る制度もありますが後継者がいないとそれはもらえないのですよね。

事務局 政府負担分ですね。

11番委員 昨年は何人加入ですか。

事務局 昨年は2人です。

5番委員 数年前の委員さんで沢山推進して加入してくれた事がありました。あの時は表彰されました。

議長 全国農業委員会会長大会で表彰された事ですね。

10番委員 前回制度破綻したときは8割くらいしか返金がなかつた。それを経験しているから厳しいです。

5番委員 民間であれば破綻すれば0円です。そう考えると8割でも返金がある方が良いのでは。

10番委員 入るか否かは個人の自由になりますよね。

議長 その他、皆さんからのご意見ございますか。皆さんから質問等無いようですので、次回は7月1日の午後1時30分から役場の2階会議室となります。それではこれで6月の定例会を閉じさせていただきます。ご苦労様でした。

午後1時47分閉会

議長

(西窪充夫)

西窪充夫

議事録署名人

第15番委員

(樋口忠男)

樋口忠男

第16番委員

(黒岩富二)

黒岩富二

